

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案について (職場意識改善助成金の創設関係)

I. 趣旨

近年の労働時間の現状を見ると、30歳代男性の長時間労働が常態化するなど、労働時間が短い者と長い者が共に増加する「労働時間分布の長短二極化」の現状にある。また、年次有給休暇の取得率は依然低下傾向にあり、長時間労働等による業務に起因した脳・心臓疾患に係る労災認定件数は高い水準で推移している。

この状況を是正するためには、約7割の労働者が年次有給休暇の取得へのためらいを感じているなど、職場の意識が必ずしも前向きなものになっていないことから、労使が労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組むことが重要である。

このため、労働時間等の設定の改善に向けた職場意識の改善に積極的に取り組む中小事業主に対する支援策として、「職場意識改善助成金」を創設する。

II. 概要

労働時間等の設定の改善の促進のため、中小事業主(※)が、職場意識を改善するために、(1)のイからハまでの事項を盛り込んだ「職場意識改善計画」(実施期間、2年間)を策定し、効果的に実施したと認められる場合に、(2)の額を支給する。

(1) 職場意識改善計画の内容

イ 実施体制の整備

- ① 労働時間等設定改善委員会等労使の話合いの機会の整備
- ② 労働者から苦情、意見、要望を受け付ける担当者の選任

ロ 職場意識改善の措置

- ① 労働者に対する職場意識改善計画の周知
- ② 職場意識改善のための研修の実施

ハ 労働時間等の設定の改善のための措置

- ① 年次有給休暇の取得促進のための措置
- ② 所定外労働削減のための措置
- ③ 次のいずれかの措置
 - (i) 労働者の抱える多様な事情及び業務の態様に対応した労働時間の設定
 - (ii) 特に配慮を必要とする労働者(子育てや介護を行う労働者等)に対する休暇の付与等の措置
 - (iii) ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用を可能とする措置

(2) 支給額

イ 1年度目においては、作成した職場意識改善計画に基づき、1年間、取組を効果的に実施したと認められる場合には50万円を支給する。

ロ 2年度目においては、当該計画に基づき、取組を1年度目より更に効果的に実施したと認められる場合には50万円を支給する。

ハ イ及びロに加えて2カ年度にわたる当該事業の実施の結果、

- ・ 年次有給休暇の取得率が60%以上及び所定外労働が事業実施前に比べて20%削減
- ・ 事業実施前と比べて特に効果的な取組を実施したと認められる事業主に対して2年度目にさらに50万円を追加して支給する。

※ 中小事業主とは、

- ・ 小売業においては、資本金・出資金の額が5000万円以下又は常用労働者が50人以下
- ・ 卸売業においては、資本金・出資金の額が1億円以下又は常用労働者が100人以下
- ・ サービス業においては、資本金・出資金の額が5000万円以下又は常用労働者が100人以下
- ・ その他の業種については、資本金・出資金の額が3億円以下又は常用労働者が300人以下

である事業主をいう。